

就労証明書 よくあるご質問

事業所証明欄に関するご質問

質問	回答
押印は必要ですか？	不要です。
出向中の場合、就労証明書は出向元と出向先のどちらが証明するのですか？	出向元が証明します。
コンビニエンスストア勤務で就労証明書を店長が記載してもよいですか？	チェーン店では、本社で証明ができないことがあるので、就労実態を証明できる方（店長等）が証明してください。

No.3 雇用（予定）期間等に関するご質問

質問	回答
有期雇用の場合で、期間満了後も特段の事情がない限り更新する予定ですが、どのように記載すればよいですか？	証明日時点での雇用契約に基づく、雇用期間を記載してください。併せて「No.14（雇用契約の）満了後の更新の有無」の「□有」もしくは、「□有（予定）」にチェックを入れてください。
派遣会社で3ヶ月に1回更新がある場合は、どのように記載すればよいですか？	証明日時点での雇用契約に基づく、雇用期間を記載してください。併せて「No.14（雇用契約の）満了後の更新の有無」の「□有」もしくは、「□有（予定）」にチェックを入れてください。

No.6 就労時間（固定就労の場合/変則就労の場合）に関するご質問

質問	回答
残業が多く実際の就労時間が増える場合は、どのように記載すればよいですか？	実績ではなく雇用契約上の就労時間を記載してください。「No.7就労実績」には休憩・残業時間等を含めた実際の就労時間を記載してください。
育児休業明けで、育児短時間勤務制度を利用中の場合、就労時間はどのように記載すればよいですか？	雇用契約に基づく就労時間等を記載してください。短時間勤務での就労時間等については「No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無」に記載してください。
就労時間や就労日数が不規則の場合、どのように記載すればよいですか？	シフト勤務等の場合は、下段「就労時間(変則就労の場合)」欄に最も多いパターンの就労時間等を記載してください。併せて備考欄に他のシフトの労働時間を記載してください。

No.7 就労実績に関するご質問

質問	回答
働き始めたばかりで就労実績がない場合は、どのように記載すればよいですか？	雇用以降の就労見込みを記載してください。例えば、4月から雇用の場合、4・5・6月の予定を記載してください。
就労日数は有給休暇含むと記載がありますが、労働時間はどのように記載すればよいですか？	有給休暇の取得日は、労働契約上の労働時間（休憩時間を含む）を働いたものとして記載してください。
就労証明書に記載する勤務実績に時間外労働（残業）は含めてもよいですか？	賃金が発生した部分は、勤務時間を含めて記載してください。

質問	回答
育児休業中・育児休業復帰から間もないため、実績が記載できない場合はどうすればよいですか？	育児休業、産前休暇前に勤務していた実績を記載してください。

その他

質問	回答
記載を誤った場合、どのように訂正すればよいですか？	記載内容に誤りがあった場合は、訂正箇所にも二重線を引き、余白に正しい内容を記載してください。修正テープや修正液は使用しないでください。
フリーランスで仕事をしています（契約関係を結んでいるだけで雇用はされていない）が、就労証明書はどのように記載すればよいですか？	フリーランスの方は、雇用されていないため、自営業に該当します。そのためご自身で就労証明書を記載していただく必要があります。また、利用案内に記載されている添付書類が必要です。詳細は保育課までお問い合わせください。
保護者が単身赴任の場合、就労証明書は必要ですか？	必要です。
自身が会社の代表取締役の場合、就労証明書の雇用形態はどこにチェックをすればよいですか？	会社が法人（株式会社等）であって、給料や役員報酬として支給されている場合は「正社員」、それ以外は「自営業主」にチェックしてください。※自営業主は添付書類が必要となります。
入所が決まり次第、育児休業から復帰する場合、育児休業の期間や復職年月日はどのように記載すればよいですか？	No.9及びNo.11には最大期間（すでに育児休業をとることが決まっている期間と復職予定年月日）を記載し、備考欄に「入所が決まり次第復帰予定」の文言、もしくはNo.15の可にレ点を記載してください。